

第 7 6 号 議案

足立区生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、生産緑地法(昭和 4 9 年法律第 6 8 号。以下「法」という。)第 3 条第 2 項の規定に基づき、足立区における生産緑地地区に定めることができる区域の規模について定めるものとする。

(規 模)

第 2 条 法第 3 条第 2 項に規定する条例で定める区域の規模は、3 0 0 平方メートル以上とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 理 由)

生産緑地法の改正に伴い、足立区における生産緑地地区に定めることができる区域の規模について定める必要があるので、この条例案を提出いたします。